解散公告

当社は、平成二十二年十二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

大阪市中央区西心斎橋二丁目二番三号

株式会社ジェクト

代表清算人　西本　利幸

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

大阪市中央区南船場一丁目一五番一四号

アイケイリースアンドインシュアランス

株式会社　代表清算人　田村　與章

解散公告

当社は、平成二十一年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

兵庫県明石市本町一丁目一七番三号

明石組自動車株式会社

清算人　小林　祐一

解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

和歌山県御坊市湯川町財部五二〇番地八

株式会社木村建設

代表清算人　木村　準治

解散公告

当社は、平成二十二年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

愛媛県松山市本町五丁目二番地九

株式会社ＧＩＳ四国

代表清算人　西本　利幸

解散公告

当組合は、平成二十二年五月三十一日開催の第十回通常総会の決議により平成二十二年十二月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

沖縄県浦添市伊祖四丁目六番二号

沖縄県行政書士協同組合

代表清算人　玉城　祥永

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年九月十七日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二二番地の一　清算法人国見町土地改良区

清算人代表　小西　春男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十二月十七日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

平成二十三年一月十三日

栃木県さくら市氏家二七七一番地

氏家町東原土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　佐藤　久之

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十二年十二月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

静岡県駿河区小鹿二丁目二四番一号

矢崎化工厚生年金基金

清算人　大上　謙治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

鳥取市吉成九一―一六

特定非営利活動法人桜坂ディサービスセンター

清算人　山元美津江

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一二番九号

特定非営利活動法人すまひとプロジェクト

清算人　長島　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十五日開催の会員総会にもとづき平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

大阪府豊能郡豊能町光風台六丁目二六番二号

特定非営利活動法人ゆうゆう

代表清算人　原　俊文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月十七日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市長の認可により平成二十二年十二月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

大阪市住之江区西加賀屋二丁目五番二五号

医療法人木津川厚生会

清算人　村上　佳

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十二年十月二日開催の評議員会及び理事会の議決を経、愛媛県教育委員会の許可を得て、平成二十三年一月十日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

愛媛県松山市道後樋又一〇番一三号

財団法人白楊会館

代表清算人　兵頭　寛

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月二十四日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

埼玉県志木市幸町三丁目五番二八号

志木市西原特定土地区画整理組合

代表清算人　大野伊平次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

東京都狛江市和泉本町一丁目二七番一号一階

特定非営利活動法人狛江応援団

清算人　栗谷美枝子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

東京都練馬区大泉学園町七丁目五番一六号

特定非営利活動法人えみホーム

代表清算人　加藤　崇

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年十二月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十三日

東京都文京区本郷三丁目一四番一六号

財団法人勤労者共同賃貸住宅協会

代表清算人　長原萬里雄